

第5次草津市総合計画策定方針

1 計画策定の趣旨

現在、第4次総合計画の目標年次である平成22年への終盤を迎えつつあります。

この間、本格的な地方分権時代を迎え、地方の自主性、自立性が一層重要となり、今まで以上に自治体経営基盤の確立を図っていくための重点的、効果的な行政システムを構築することが求められています。また、行政需要が多岐にわたっている中で多様な市民ニーズに対応するためには、行政だけでなく、市民、地域等の様々な主体が有する活力を結集して、それぞれの役割を果し活動していく地域経営も重要となっています。

地域づくりの方向性においても、国主導型から分権型のまちづくりや行政主導型から住民主体型のまちづくりへの転換が求められています。

本市においても、こうした社会環境の変化を分析しながら、新たなデータに基づいた今後の長期計画が必要となってきました。

そのため、市域の抱える課題を解決する方策を導き、市の長期的なまちづくりの方向性を示す最も基本となる第5次総合計画を平成20年度及び21年度の2年間をかけて策定します。

今回の総合計画では、将来像を描く基本構想と構想を実現するための基本計画を策定することになりますが、基本構想については平成32年度（2020年度）の将来像を目指し、基本計画については、市長のマニフェストとの整合を図る計画とします。

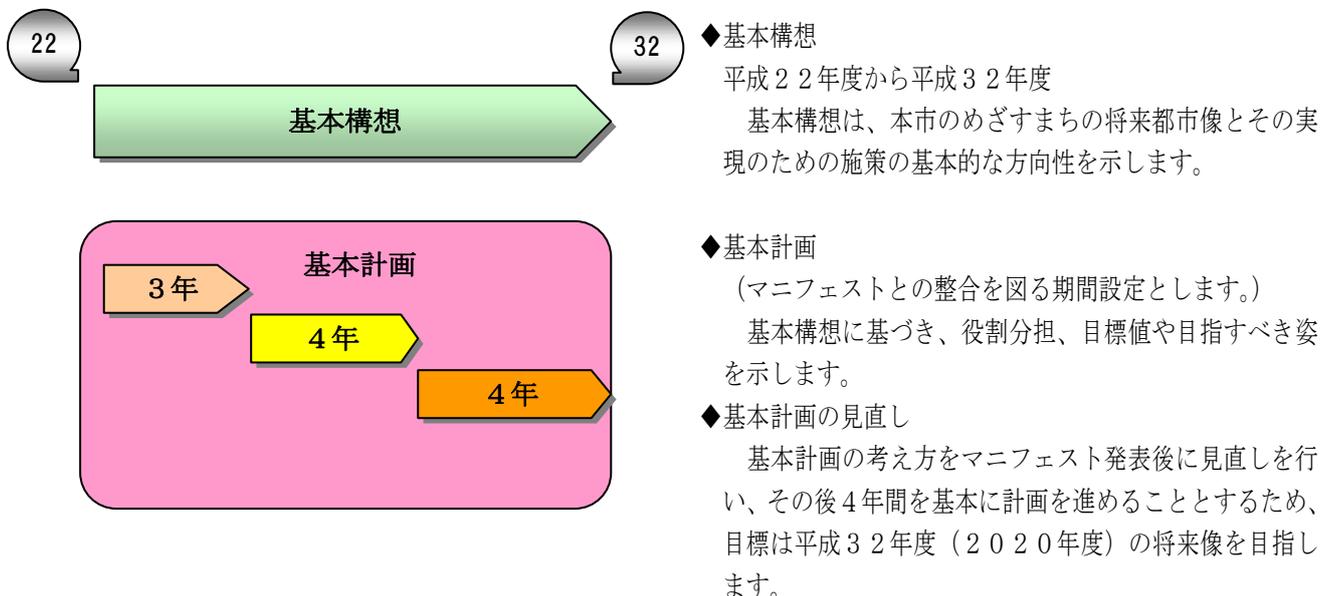
策定に当たっては、市民ニーズの掘り起こしに市民参画の視点を取り入れるとともに策定段階における内容を常時公表します。

2 計画の概要

(1) 計画の目標年次

総合計画の目標年次は、平成32年度（2020年度）とします。

(2) 総合計画の策定構成と計画期間



3 策定の視点

総合計画策定にあたり、策定の過程、策定後の評価や進捗にも市民と行政が協働でお互いが情報を共有し合って、柔軟な発想で市民が誇れるまちをつくりあげるために下記の視点をもって策定します。

(1) 市民との協働による計画づくり

市民の課題や市の抱える課題を解決し、誰もがもっと暮らしやすいまちづくりをするための計画策定を目指すため、市民との情報の共有や対話を通じた共通認識のもと、市民と行政が一体となって計画づくりを行います。

なお、策定段階からの議論や計画策定作業内容についても随時ホームページなどで公表します。

(2) 市民にわかりやすい計画づくり

総合計画の将来像とともに、将来目標を市民と共有しておくことが必要です。そこで、目標、達成度を市民にわかりやすい形で提示していきます。

(3) 財政状況に即した計画づくり

財政計画を長期的視点で推計し、実効性のある総合計画の施策の展開を行います。また、有効性の高い事業選択を行います。

(4) 行政運営に行政経営の視点を取り入れた計画づくり

これまでの行政運営であった、法令による統制・管理方式（手続きの正当性）で決められ実施していたものから市民の視点に立った成果志向で、行政サービスの成果を評価して、業務改善を行う計画とします。

(5) その他の計画等との関連

市が策定する各分野における個別の計画や施策に方向性を与える上位計画として位置づけます。また、現在、制定に向けて取り組んでいる（仮称）草津市自治基本条例の中にも総合計画を位置づけていきます。

4 策定スケジュール（予定）

■平成20年度

平成20年6月	策定基本方針の決定
平成20年7月	総合計画審議会の設置及び運営（諮問）
平成20年7月～	市民ニーズの掘り起こし （市民意識調査の実施、各種団体ニーズ調査、町内会長意識調査、座・で いすかす（プランークスツェレ）の実施、シンポジウムの開催など）
平成21年2月	パブリックコメントの実施
平成21年3月	総合計画審議会の運営（基本構想の答申）

■平成21年度

平成21年4月	総合計画審議会の運営（基本計画の策定、国土利用計画の策定）
平成21年9月	基本構想の議会議決
平成21年9月	基本計画決定・公表・周知 パブリックコメント実施
平成22年3月	国土利用計画の議会議決

5. 市民参画と策定体制

第5次総合計画策定作業の円滑な推進を図るため、組織体制は次のとおりとします。

(1) 市民の参画

次に掲げるものを含め、「対話」と「協働」による総合計画づくりを進めるため、様々な手法により、多くの意見聴取に努め、計画策定の各段階において市民の参画に取り組みます。

①総合計画策定市民会議の開催（協働ワークショップ方式）

公募の市民など24人で構成する「草津市総合計画策定市民会議」を設置し、施策毎の課題をもとに、将来の目標値、役割分担を検討します。

全体会のほか、分野別に検討するための4つの部会を置きます。

②市民意識調査

市民の身近な課題等を把握するため市民意識調査を行います。（無作為抽出3,000人）

③町内会長意識調査

町内会での地域の課題等を把握するために市内204町内会の町会長に対するアンケート調査を実施します。

④各種団体意識調査

NPO等における課題等を把握するために市内の各種団体に対するアンケート調査を実施します。

⑤座・でいすかす（プランークスツェレ）の実施

これまで、市政に声を届ける機会の少なかった市民の皆さんからも幅広いご意見を頂き、総合計画に反映するために、無作為抽出で選ばれた市民の方々を対象に地域や市が抱える課題を解決する方策について討論をしてもらい市に提言をいただきます。

これはドイツで開発された「プランークスツェレ」を参考にしたもので、新しい市民参画手法です。

⑥パブリックコメントの実施

まちづくりの構想、まちづくりの計画の素案を市のホームページ等で公開し、市民からの意見の募集を行い、寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、総合計画の策定に活かします。

(2) 庁内推進体制

①総合計画策定委員会

総合計画にかかる重要な事項の協議は、総合計画策定委員会（理事者、各部長で構成）で行います。

②総合計画策定委員会幹事会

各施策の横断的な調整、総合計画策定委員会に提出する案件の調整等を総合計画策定委員会幹事会（担当理事級等で構成）で行います。

③総合計画策定プロジェクトチーム

総合計画をはじめ、施策ごとの検討、協議等は、職員で構成する総合計画策定プロジェクトチームで行います。

プロジェクトチームの職員は、対応する分野の総合計画策定市民会議にも参画して、市民委員と協働で計画づくりを進めます。

(3) 審議等体制

①草津市総合計画審議会

市民（一般公募）、公共的団体の代表や有識者など25名で構成する「草津市総合計画審議会」において、専門的、総合的な見地から市長の諮問に答申をいただきます。

②草津市総合計画策定懇話会

各分野における学識経験者8名により、中長期的展望に立った草津市の主要課題の解決策や検討すべきプロジェクトの具体的な提案をいただき、総合計画に反映します。

③総合計画特別委員会

市議会議員による総合計画特別委員会に第5次草津市総合計画基本構想及び基本計画の策定に対する意見を求めます。